

# 受託者の補償請求権に関する法律上の性質

遠藤 雅 範

## 目次

1. はじめに
2. 補償請求権の概念
  - (1) 定義
  - (2) 性質
3. 補償請求権の成立
  - (1) 補償請求権の発生要件
  - (2) 補償請求権の行使要件
4. 補償関係者
  - (1) 補償請求権者
  - (2) 補償義務者
5. 補償請求権の移転性
  - (1) 譲渡性
  - (2) 相殺性
  - (3) 相続性
  - (4) 質権設定可能性
  - (5) 差押可能性
  - (6) 代位性
6. 補償請求権の消滅時効
7. 結語（おわりに）

## 1. はじめに

信託の受託者は、信託事務の処理過程及び財産の運用において、信託関係以外の第三者に対して債務を負担することがある。たとえば、信託事務の処理に伴う費用や信託財産に課せられた租税公課の支払い又は信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害等の補償を挙げることができる。

これは、信託財産の名義が受託者となるため、対外的には、無限責任を負わなければならないからである。しかし、これらの費用及び過失なくして受けた損害の補償は、本来、受託者が負うべき性質のものではないため、受託者に対して優先的な補償請求権を認められなければ、受託者にとってあまりに不公平な結果をもたらすものとなってしまう、特に営業信託においては、深刻な問題となる。

そこで、信託法第36条において、受託者は、固有財産をもって立替払いをした費用及び損害について、信託財産を処分して直接補償を受けることができることは勿論のこと、受益者に対しても補償を請求することができる<sup>(1)</sup>と規定されている。

しかしながら、その一方で信託法第36条では、受益者が受益権を放棄した場合、受託者の補償請求から免れることができることも、規定されているため、信託の事務処理に関して生じた費用又は損失が、信託財産を上回るものとなったとして、受益者が受益権を放棄した場合には、受託者は、信託目的を達成するために正当な信託事務を処理したことによる費用等であっても補償請求することができないことになる<sup>(2)</sup>。

更に、自益信託でこの考え方を押し進めていくと、信託のスキームを利用することによって、委託者が本来自ら負うべきリスクを、すべて受託者に転嫁させることも可能となる。仮に、そのようなリスクを受託者が負うのであれば、受託者は立替払いをすることに対して消極的になり、例えば、信託財産が市場性の低い不動産のように換金性の極めて低い性質の財産であった場合、信託の引受けを拒む状況を生み出す虞が生じる<sup>(3)</sup>。

## 受託者の補償請求権に関する法律上の性質

また、受託者は、リスクに対してあまりに慎重になる結果、保険等によってリスクヘッジすることが多くなり、その費用を負担するために、信託財産に追加費用を負担させるといった事態を招き、結果的に委託者や受益者の不利益にもつながるといった虞も生じ得る。

「信託法は受益者保護を基本理念としている」と一般に言われるが<sup>(5)</sup>、信託法第36条においては、受益者保護のみにとられるのではなく、受託者をはじめとする信託関係人について権利義務関係を明確にさせる必要があると考えられる。

信託法第36条で定められている受託者の補償請求権は、その性質について学説は分かれており、現在までのところ、統一した見解は見当たらない。また、その結果の妥当性については、様々な観点から検討がされているが<sup>(6)</sup>、法律上の性質という点からは、積極的な議論が交わされていないようにも見受けられる。そこで、本稿は、受託者の補償請求権に関する法律上の性質とはいかなるものか、という観点から考察を行ない、その過程で問題があると思われる事項について検討した。

## 2. 補償請求権の概念

### (1) 定義

まず、最初に信託法第36条に規定する受託者の補償請求権とはどのような権利であるか、ということについて以下に検討する。

受託者の補償請求権とは、受託者がその職務を完全に履行していることを前提として、受託者が信託事務の処理において正当に負担した費用、または過失なくして受けた損害について、信託財産または受益者に対して補償を請求することができる権利である<sup>(8)</sup>。

具体的には、一方で、信託財産を自ら売却して他の権利者に優先して補償を受けることができる権利であり、他方で、受益者に対してその補償を請求し、あるいは、担保の提供を請求することができる権利であるということができる。

## (2) 性質

次に、受託者の補償請求権の性質について、信託財産によって直接補償を受けることができる形成権と考える説<sup>(9)</sup>と、一種の債権的請求権と考える説<sup>(10)</sup>とといった2つに分類することができる。

この点について、私見は、信託財産に対して請求する場合と、受益者に対して請求する場合とに分け、更に、信託財産に対して請求する場合には、受託者の在任中と、受託者の更迭による任務終了後とに分けて考察する必要があると考える。

まず、信託財産に対する補償請求権の性質を受託者在任中と任務終了後とに分けて検討すると、受託者在任中の信託財産に対する補償請求権は、個人としての受託者が信託財産の名義者たる受託者に対して有する債権的請求権でありながら、信託財産を任意に売却することができる<sup>(10)</sup>といった、受託者の単独行為によって法律効果を発生させる形成権的性質を有するもの<sup>(9)</sup>と考える。その根拠は、受託者は信託財産の名義人として現実に信託財産を所有していることに求めることができる。

他方、受託者の任務終了後における信託財産に対する補償請求権については、既に旧受託者は信託財産の名義人ではないため、前述した信託財産を任意に売却する権利は与えられない。したがって、この方法による求償はできないことになる。

しかしながら、信託財産に対する補償請求権が全く認められないと結論付けることはできない。すなわち、信託財産に対する補償請求権は、信託法第54条における信託財産に対して強制執行、競売する権利、または留置することができる担保権に変容している<sup>(9)</sup>と考える。換言すれば、信託法第54条における権利は、信託法第36条における債権的請求権と性質を異にするものではないが、信託財産を任意に売却することができる<sup>(10)</sup>といった形成権的権利は、信託財産を留置し得る担保的性質を有する権利に変容し、それによって優先弁済を受けることができる<sup>(9)</sup>ことになる<sup>(10)</sup>と考えられるのである。その理由として、受託者は退任することによって、信託財産の名義人ではなくなる<sup>(9)</sup>ことがあげられる。

次に、受益者に対する補償請求権の性質を検討する。

## 受託者の補償請求権に関する法律上の性質

まず、受益者に対する補償請求権は、信託法上、受益者に担保を提供させ得ることからも、債権的請求権と考察する<sup>(11)</sup>。さらに、この権利の性質に関しては、受託者が受託者個人として有する権利であると言えることができる。つまり信託法は、受託者の任務終了後に関して、第36条第1項が規定する信託財産に対する補償請求権に対しては、信託法54条といった規定をおいているが、第36条第2項が規定する受益者に対する補償請求権に対しては、何ら規定をおいていない。しかし、このことは、必ずしも受託者の任務終了後に、受託者の受益者に対する補償請求権が消滅することを意味するのではない。補償請求権は、受託者の固有財産上の権利であり、また、受託者の自己負担に対する返還請求権をも意味するのであるから、受益者に対する補償請求権は、受託者の任務終了後もなお存続するものと解釈することができる。

次に、補償請求権行使の性質について検討する。まず、信託財産に対する補償請求権を行使する局面からみた権利の性質に焦点を合わせると、この権利の性質については、一種の先取特権とする説と<sup>(12)</sup>、英米法におけるエクイティ上のLienに類する担保権といった特殊な優先権・絶対権と解する説との2説がある<sup>(13)</sup>。

補償請求権を一種の先取特権と考える説にあっても、共益費用の先取特権と同順位となり、売却の際には民事執行法の手続によらなければならないと主張するものもあれば、順位については質権と同順位とし、さらに、民事執行法には該当規定がないことから、任意競売で足りる、とする説もある<sup>(14)</sup>。

一方、一種の先取特権とは異なる特殊な優先権・絶対権と考える説によれば、補償請求権は、全ての債権より優先され、その行使にあたり、民事執行法による売却手続は必要なく受託者が任意に行えるとされる<sup>(15)</sup>。

さて、信託財産は、財産の移転後に受託者の名義になるとしても、実質的には受託者に帰属すべき財産ではなく他人の財産であることを考慮すると、私見によれば、この補償請求権は一種の先取特権と考える方が適していると思われる。このように考えた場合、売却方法は民事執行法による売却によらなければならないこととなる。

しかし、この点に関して、信託財産に対する補償請求権の行使については、受託者は民事執行法によらずとも信託財産に補償請求できると考えられないこともない。なぜならば、信託法第36条において受託者は、信託財産を単に売却し権利を行使し得ることが規定されていること、また、信託法第54条によって、旧受託者が信託財産に対して補償請求する場合においては、強制執行又は競売によることと明文化されている。そこで、同条の反対解釈から受託者は、任意に売却し権利を行使し得ることから結論付けられるのである。

次に、他の権利との間の優先順位に関しては、信託法上、「他の権利者に先立ち」と規定されている。「他の権利者」という文言中には当然のことながら、先取特権者も含まれているため<sup>(16)</sup>、補償請求権は他の先取特権を含む全ての権利者より優先される権利であると考えられる。但し、信託設定前に信託財産に設定された抵当権に対し、設定後発生した補償請求権は、抵当権に劣後することになると考える。なぜなら、抵当権付きといった制限のある財産が信託財産となっているからである。

更に、受託者による補償請求権行使の相手方と、相手方の相違による個々の権利の強度について、他の財産管理制度である委任の場合と比較しながら明らかにしていきたい。

信託においては、受託者が信託事務処理費用を支払った場合、受益者に対して補償請求できるという規定に表れているように内部的責任関係が認められる。これは、正に委任において受任者が費用を支払った場合、委任者に償還請求できるという規定に表れた内部的責任関係と非常に類似している<sup>(17)</sup>。その反面、両者の内部的責任関係には、次のような2つの相違点がある。そのひとつは、信託における補償請求権行使の相手方は、信託財産及び受益者であるのに対して、委任における受任者の費用償還請求権行使の相手方は、唯一、委任者であるという点である。信託においては、その効果としての利益も損失も、原則として信託財産に帰属し、また、最終的には受益者にその効果が帰属することになるため、補償請求権は信託財産および受益者に対して行使することとなる。これに対して、委任においては、その効果としての利益も損失も、本人

たる委任者に帰属するので、請求権も本人たる委任者に対して行使することとなる。

その他の相違点としては、信託の場合において、受託者が受益者に対して補償請求権を行使したとしても、受益者が受益権を放棄することにより、補償義務を免れることができるとする規定があるのに対して、委任の場合、委任者はその費用償還請求が正当であるならば、その請求から免れることができない点が挙げられる。すなわち、委任者が正当な費用償還請求から免れることができないというのは、委任者は委任契約の当事者であり、その契約の効果が及ぶことを契約成立時より認識しているからである。すると、信託における受益者は、自益信託の受益者と、他益信託の受益者とでは受託者の補償請求から免れるか否かの解釈が異なってしまうべきである。すなわち、自益信託の受益者は、受益者であると同時に、委託者として信託契約時より、その信託リスクについて認識していなければならないため、委任と同様に捉え、受託者から正当な補償請求がなされた場合には、義務を免れ得ないと考える。

これに対して、他益信託の受益者は、信託設定の当事者ではなく、受益権が発生した際にその意思に関わらず、受益者としての地位を得る。したがって、その受益権を放棄した場合、利益を享受しない反面、受益権に関する義務も負わないと結論付けられる。

### 3. 補償請求権の成立

#### (1) 補償請求権の発生要件

補償請求権の発生時期について、信託法上、直接的に明示した規定は存しないが、受託者が固有財産から立替払いをした時点で、補償請求権は発生すると考えられる<sup>(18)</sup>。なぜなら、信託法第36条によって、「信託財産に関して負担したる租税公課その他の費用」または「信託事務を処理する為、自己に過失なくして受けたる損害の補償」と規定されていることから解釈し得る。また、信託目的達成のためとはいえ、本来は受託者が負担すべきではない信託財産、あるいは受益者が支払うべき費用の立

替払いや、損害を補償していることから、民法の委任・賃貸借や、借地・借家法の費用返還請求権と同様に、立替払いをすると直ちに補償請求権は発生すると考えるべきである。

## (2) 補償請求権の行使要件

次に、補償請求権を行使し得る要件について、受託者が信託財産および受益者に対し、補償請求を行使するためには、受託者が正当に信託事務処理を行っていることが前提条件となる<sup>(19)</sup>。つまり、受託者は、信託法第4条及び信託法第20条の規定に従い、信託目的かつ信託の本旨に従い善管注意義務によって信託事務処理を行うことを要求されるということである。又信託事務を行うにあたっての債務負担に関しては、いかなる債務をも負担してもよいという訳ではなく、信託目的や信託の本旨に合致するものでなければならない。

更に、受託者の補償請求権は、受託者が信託法第27条及び第29条の損失填補義務を履行しなければ、行使することができないとされる<sup>(20)</sup>。なぜなら、受託者が信託行為に違反している場合、信託財産に賠償を行う義務があるとされるからである<sup>(21)</sup>。

さて、受託者は、補償請求権の行使に関して、信託財産を処分した結果、信託目的の達成が不可能となる、または実質的に損なわれる場合、補償請求権の行使を待たなければならないという待機責任があると考えられる<sup>(22)</sup>。このことは、補償請求権が発生したとしても、受託者は必ずしも直ちにその権利を行使することはできないことを意味する。というのは、受託者は一義的に信託目的を達成しなければならないという義務を負担しているからである。

## 4. 補償関係者

### (1) 補償請求権者

補償請求権を行使し得る者は何人かについて検討する。

まず、信託法第36条第1項及び第2項の文言から、「受託者」が補償

## 受託者の補償請求権に関する法律上の性質

請求権者になることは明らかである。この場合、単独受託者は、前述したとおり、自己の固有財産からそれぞれ立替払いしているため、受託者個人の権利として、信託財産を自助売却することが可能であり、又、受益者に対しては、債権的請求を為し得ると考えられる。他方、共同受託の場合、信託財産に対して、他の共同受託者の協力が必要となる。

次に、受託者の相続人、信託財産の管理人、代人、履行補助者が果たして補償請求権者として本請求権を行使し得るかについて検討を試みる。

まず、補償請求権は、受託者個人の権利であることから「受託者の相続人」は、民法の規定により補償請求権を相続することが認められると解することができる。<sup>(23)</sup>但し、信託財産の所有権は受託者の相続人に帰属しないため、補償請求権の優先的回収を実現させるための自助売却権は、受託者の相続人には付与され得ないものとする。

しかしながら、この点については、後述するように、受託者の相続人は、一定の条件に基いて、信託法第54条に規定する権利を行使することによって保護されることとしてよいのではないと思われる。

次に、信託法第48条に規定される、受託者更迭時における「信託財産の管理人」が、信託法第36条に規定する補償請求権者に該当するか否かについて考察する。信託財産の管理人は、受託者ではないことから、同人に対して、信託法第36条そのものの適用はないと思われる。この場合、信託財産の管理人は、その支出した費用について、非訟事件手続法第71条ノ6に準用を定める、委任における民法第650条第1項に従い、信託財産から償還を受けることとなる。なお、信託財産の管理人は、その地位から勘案すると能動的に債務を負担することは考えられないが、必要債務の弁済等、受動的に債務を負担する場合は存すると考えられる。<sup>(24)</sup>

この場合、民法第650条第2項を準用することになるが、また、さらに、民法第650条第3項に基づき、「委任事務を処理する為、自己に過失なくして損害を受けたとき」は信託財産に対して「賠償を請求する」ことができると考えられる。

このように、信託財産の管理人について、信託法第36条の適用はないが、民法第650条が準用されることにより、補償を受けることが可能となると考えられる。

次に、代人・履行補助者が、補償請求権者となり得るか否かについて検討する。

代人とは、「信託行為に別段の定めがある場合」や「やむことを得ざる事由のある場合」に限り、受託者に代わって信託事務を処理する者と定義付けられる。そして受託者が疾病等のやむを得ない状況により、信託事務の全てを任されている代人が、信託財産及び受益者に対して受託者と同様に、直接補償請求権を有しているかについては、学説上対立が見受けられる。すなわち、代人にも民法第107条に規定する復代理人と同様の権利・義務を認め補償請求権を認めるとする立場と、代人は、受託者と同様の義務と責任を負担するが、受託者とは委任関係にあることから、費用償還は委任者である受託者のみに請求できるとする立場である。後者によれば、代人は、信託財産・受益者に対して直接、補償請求権を行使することはできないということになる。<sup>(25)</sup>

代人は、信託法第26条第3項により、受託者と同一の責任を負うと規定されているために、例えば、すぐに資金化できない信託財産のみが存する場合、立替払いを為さないことが管理の失当、善管注意義務違反となってしまう虞がある。

しかし、その立替払いを受託者のみにしか請求できないとした場合、受託者が無資力であるときに、代人は立替払いに消極的にならざるを得ない状況が生じてくる。このように、代人と受託者の関係を委任と捉えたとしたならば、代人は、一方で、受託者と同一の義務を負いながら、他方では受託者のみにしか請求できないことから、受託者と同一の権利を行使できないことになってしまい、不合理であり、信託制度の運用上も支障を来すものとなる。このような支障を来さないためには、代人は受託者と同一ではないが、正当に立替払いをした場合には、信託財産を任意に売却することはできないとしても、受託者に代位して信託財産や受益者に対して補償請求できると解すべきであると考えられる。

次に、履行補助者についてであるが、履行補助者は、代人と同様、受益者に対し直接的な人的関係が存しない。

履行補助者と代人が異なる点は、信託法の規定の中に「履行補助者は受託者と同一の責任を負う」との定めがない点である。この履行補助者の立替払いは権限外の行為となるため、権限外の行為をした場合、通常、それが有益な費用の支出に該当すると立証できた場合を除き、補償を受けることはできないもの<sup>(27)</sup>と考える。このため、通常履行補助者は、信託財産、受益者に対する補償請求権者にはなり得ないと考えられる。

## (2) 補償義務者

信託法第36条第1項及び第2項から、信託財産や、受益者が補償義務者に該当することは明らかである。これに対して、帰属権利者については、補償義務者に該当するか否かについてが問題になる。

最初に、自益信託と他益信託で受益者の補償義務が異なるかについて考える。

自益信託の受益者は、当初委託者として信託の設定に関与しており、受益権を放棄しても委託者としては、補償義務を免れることはできないと考えられる。

これに対して、他益信託の場合、受益者は信託の設定に関与しておらず、受益の段階で初めて信託関係者となるため、その時点において受益と補償義務とを比較考量する機会が与えられると考えられる。そして受益者に指名された者は、受益権を放棄すれば補償義務から免れ得ることができる。

しかし、他益信託の受益者であっても、一度でも利益を受けた後は、受益権の譲渡等、受益者の地位から離脱しない限り、受益権の放棄によっても補償義務から免れることはできないとするべきではないか。<sup>(28)</sup>その場合の補償義務の範囲は、公平性の観点から、少なくとも、それまでに受けた受益の範囲を限度とすべきであるように思われる。

次に、受益者が複数存在する場合、共同受益者間では補償義務を連帯債務と考えるのか、あるいは持分による分割債務と考えるのかについて

検討する。

信託法第36条第2項の規定では、「受託者は受益者に対し」と規定しているため、連帯債務を負うと解釈することができる。

しかし、持分権に基づく受益者については、その持分に応じて補償義務を負うのが妥当であると考えられる。なぜなら、例えば1万円の受益権をもつ受益者が100人いる信託で、50万円の補償請求権が発生したとき、その内の1人の受益者に対して、全額請求できるとするのは、請求された受益者は、その後、他の受益者に対して請求できるとしても、あまりに酷な状況が生じると考えられるからである。

最後に、帰属権利者は、信託の終了によって残余財産を受けた場合にのみ補償義務を負うことになるものと考えられる。その根拠として、指定帰属権利者は、補償義務というリスクを承知した上で残余財産を受領していると推察することが可能であるからである。但し、委託者を除いた帰属権利者は、残余財産の受領を拒否することが認められる<sup>(29)</sup>と考えられる。委託者が残余財産の受領を拒絶できない理由として、委託者は信託当事者であり、信託の設定に関与しているため、最終的な法定帰属権利者となる「信託終了時のリスク」を承知していなければならないと思われるからである。この点が、他の補償義務者と大きく異なる点である。それ故、委託者は、信託終了時に信託財産の帰属権利者になることを拒否することができないとしても、他の補償義務者とのバランス上の問題は発生し得ない。したがって委託者は、信託の終了時に信託財産の帰属を拒絶することが認められず、又補償義務を負うと考えられる。

## 5. 補償請求権の移転性

補償請求権の移転性について、譲渡性・相殺性・相続性・質権設定可能性・差押可能性・代位性の六点について、それぞれ検討する。

但し、信託財産を任意に売却できる権利は、信託財産の名義が受託者にあることから、受託者以外の者による行使が困難であると考えられることから、自助売却権を除いた補償請求権の移転性について論じるこ

ととする。

### (1) 譲渡性

まず、第一に譲渡性について、補償請求権は、信託財産上の権利ではなく、あくまで受託者の有する固有財産上の権利であることから、民法における債権譲渡の原則が妥当するものと考えられる。民法において債権とは、原則として譲渡性を有することが明言されている<sup>(30)</sup>。これは、債権の持つ独立性から導かれており、債務者保護の観点から問題がないとされる場合は、債権譲渡を認めても差し支えないとされている<sup>(31)</sup>。したがって、これを根拠として、受託者の補償請求権に関しても、一般の請求権と同様に、その譲渡性を認めてもよいのではないかと考える。この場合、補償請求権の譲渡に関し債権者である受託者から債務者である補償義務者に通知するか、あるいは承諾を得なければならないと考える。

また、補償請求権は、債権者が特定されており、証券には表象されていないので、指名債権と捉え得る。指名債権は、流通面が整備されていないために譲渡に関しても様々な制限が設けられている<sup>(32)</sup>が、補償請求権においては、債権の性質からも特に問題となることはなく、法令による制限もないため、譲渡は認められるべきであると考えられる。

ここで、問題となるのは、受益者に対する補償請求権は、譲受人が受益者に対して直接行使することが可能であるが、信託財産に対する補償請求権のうち、自助売却できる権利については受託者に名義がある以上、直接行使することは認められず、受託者に対して信託財産を自助売却するように債権的請求を行使することのみが認容されることが挙げられる<sup>(33)</sup>。

### (2) 相殺性

第二に、相殺性について補償請求権と相殺することが認められ得る債務について考察する。

前述したように、補償請求権は、あくまでも受託者の固有財産上の権利であるため信託財産に属する権利ではない。したがって、信託法第17

条において「信託財産に属する債権と、信託財産に属せざる債務は相殺できない」と明文化されている相殺禁止事項には抵触しないものと考えられる。

したがって受託者は、補償義務者に対する受託者の個人債務と、受託者の補償請求権を相殺することは、何ら相殺禁止事項には当たらないものと考えられる<sup>(34)</sup>。

というのは、委託者の場合、信託の設定時に既に信託のリスクを認識していると仮定することも可能であり、委託者以外の補償義務者は、受益権が発生したときに拒絶することも可能であると思われる。

なお、当然のことながら、特定の信託財産に対する受託者の補償請求権と、その他の信託財産に対する債務とを相殺することは、たとえ信託財産の名義が同一の受託者であっても、受託者個人の完全なる所有物ではなく、受託者の権能として管理しているのであるから、信託財産はそれぞれ独立して、最終的な帰属主体に帰属しているため、相殺に関する債権・債務の関係には立たないことから、基本的には不可能であると考えられる。但し、信託法第17条は任意規定であると仮定する場合、特約により関係者が事前に同意をしていれば相殺することも可能であると思われる。

### (3) 相続性

第三として相続性について、信託法第15条は「信託財産は受託者の相続財産に属せず」と規定している。

本条は、信託財産の非相続性を示しているものであり、受託者の補償請求権においては、受託者の固有財産上の権利であり信託財産上の権利ではないことから、その権利は受託者の相続人によって継承されることとなり、相続性は認められるということができると考える<sup>(35)</sup>。

受託者の相続人は、補償請求をする時点において、受託者の地位にはないため、信託法第36条第1項の自助売却権を行使できないが、受託者の地位を離れた旧受託者であれば行使し得る信託法第54条の権利を行使することができるものと考えられるからである。

#### (4) 質権設定可能性

第四に質権設定可能性について、「債権は譲渡性のない債権を除き、原則として質権の目的とすることが可能である」とされる<sup>(36)</sup>。但し、債務者の承諾がなければ譲渡することが許されない債権は、その承諾を得なければ質入れすることができない。また、譲渡禁止特約のある債権について、質権者が善意である場合のみ質権は成立する。

補償請求権について考えてみた場合、その性質上、譲渡性のある指名債権と考え得るため、これにより権利質の目的財産となると思われる。

すなわち、権利質の場合、質権者は補償請求権を自ら事実上の支配下におくことが可能であり、又質権設定者である受託者の利用を拘束することも可能となる。債権質の効力としての債権に対する拘束力は、民法上は規定がないものの、質権設定者である受託者が補償請求権を直接行使すること、あるいは放棄することは不可能である<sup>(37)</sup>。

債権質の場合、質権の目的とされる権利が物権ではないため、留置的効力はないものの、優先的効力は有する。又、補償請求権は金銭債権であるために、自己のもつ債権額相当分のみ取り立て権を行使することが可能となる。

目的債権の弁済期が、質権の被担保債権の弁済期よりも先に到来する場合、質権者は第三債務者に対し供託するよう請求ができ、その後は供託金の上に質権が設定されることとなる。

また、受託者が、特定の信託事務処理上の債権者に立替払いをしたことにより発生した補償請求権は、受託者の固有財産上の権利となる。そこで、他の信託事務処理上の債権者は、本来は、一般の債権者と同順位となるが、補償請求権に質権設定を受けることにより、優先弁済を受けることが可能となるものと考えられる<sup>(38)</sup>。

#### (5) 差押可能性

第五として、差押可能性について、信託法第16条における「信託事務処理に付生じたる債権者」、いわゆる「信託事務処理上の債権者」と、受託者の一般債権者とのそれぞれの債権について区別して検討する。

まず、信託事務処理上の債権者が有する債権は、信託法第16条の反対解釈により信託財産に対して請求できる権利であると同時に、受託者個人に対しても請求できる権利でもあるために、受託者の固有財産上の権利である補償請求権を差押えることが可能となる。<sup>(39)</sup>

次に、受託者の一般の債権者が有する債権は、信託法第16条により信託財産に対して請求することは認められないが、受託者個人に対する債権であるため、受託者の補償請求権を差押えることが可能となると考えられる。<sup>(40)</sup>ここでの信託事務処理上の債権者と一般の債権者との優先順位は、債権者平等の原則により優劣は生じないものとする。その根拠として、本来は信託財産から支出され、信託財産が減少すべきものを、受託者の固有財産から立替払いをしたものと解するため、信託事務処理上の債権者を一般の債権者より先んじて保護する必要はないと考えるからである。

#### (6) 代位性

最後に、代位性について、信託事務処理上の債権者は、信託財産に対する強制執行権を付与されており、又、受託者の一般の債権者と同様、受託者の固有財産に対する債権の性質から、民法上の債権者代位権を有していると解することができる。<sup>(41)</sup>これは、受託者の受益者に対する補償請求権についても例外ではないため、信託事務処理上の債権者は、受託者の補償請求権に対して、債権者代位権を行使することができると考えられているからである。

営業信託において、一般的に受託者が無資力となることは極めて稀ではあるが、仮にそのような状況下において、複数の信託事務処理上の債権者が存在している場合に、当事者として債権の満足を得ていない信託事務処理上の債権者が、受託者の有する補償請求権を代位行使することが可能か否かが問題となる。

この問題については、債権の成立時期によって異なると考えられる。すなわち、債権が補償請求権の発生後に成立している場合、仮に立替払いをせずに信託財産から支払っているのであれば信託財産が支出に対し

て減少し、信託事務処理上の債権者は受託者の固有財産に対してのみ請求することが可能であると考えるところでも不利益を被ることはないと考えられる。

しかし、受託者が他の信託事務処理上の債権者に対し、固有財産から立替払いする前段階において発生した債権については、受託者が無資力である場合、信託財産を任意に売却できる権利を除いた補償請求権<sup>(42)</sup>について、債権者代位権を行使することができる<sup>(42)</sup>と考える。

以上、補償請求権の行使に関する六点について検討を終えたところで、補償請求権についての考察をまとめてみたい。

信託における受託者の有する補償請求権は、民法上の一般原則が適用され、譲渡性を有し、受託者の有する固有財産上の債務と相殺することが可能となり、また、受託者の相続人はその権利を相続することが可能であるという結論に帰結すると考える。

これらの性質を有するという事は、受託者は自らの補償請求権を譲渡することにより、第三者に補償請求権の管理及び行使をさせることが可能となると考えられる。又、受託者の変更があった時点において信託財産中に即時に資金化できる資産がない等の場合、その時点で前受託者は、ただちに補償請求するのではなく、新受託者にその権利を譲渡することができることとなり、敢えて信託財産を処分する必要性にとらわれないと考えることができる。

又、相殺について、補償請求権を信託財産上の権利と考えた場合、銀行預金等といった受託者の有する固有財産上の債務と相殺することができないのであるが、受託者の固有財産上の権利と考えることにより、相殺することが可能となり、受託者はその範囲で保護され、本来支出する義務のない債務を負担することから、免れることができることとなる。

更に、相続について、信託財産上の権利と考えた場合、受託者の相続人は相続することが不可能となるが、固有財産上の権利と考えるのであれば、相続することは可能となり、補償請求権を行使することができるものと考えられる。

次に、信託事務処理上の債権者の保護という観点から考えた場合、こ

のような債権者は、信託財産に対して信託法第16条によって強制執行又は競売をすることが可能であるため、その意味では信託法第36条による保護は不要といえないこともない。

しかし、受益者に対する補償請求権について、信託法上、明文規定は設けられてはいないので信託法36条の保護はその部分においては必要であると考えられる。又、質権取得・差押えについて、信託事務処理上の債権者が質権取得・差押えをすることにより、受託者に対する一般の債権者に対して優先して弁済を受けることができるということになる。

最後に、代位性があることによって、受託者が補償請求権を行使しない場合、信託事務処理上の債権者は、信託財産を任意に売却できる権利を除いて、代位行使することができるということとなる。

## 6. 補償請求権の消滅時効

補償請求権について、消滅時効の起算点、期間をどのように扱うかについて検討する。

一般的に立替払いをした場合に補償請求権は発生するが、民法第166条及び第167条により、受託者がその職務を完全に履行しており、待機責任がなくなり補償請求権を行使できる時点时起算点として捉え、10年を消滅時効と考へても差し支えは生じ得ない<sup>(43)</sup>と考へる。

受託者の補償請求権は、受託者本人の立替払いによって発生するのであり、受託者として権利の発生時点を認識しているのが通常であって、その信託の存続中でも行使できる時点で請求をすれば足りると考へる。

但し、営業的商行為の場合は、商事債権となるため消滅時効は5年としてよいのではないかと考へられる<sup>(44)</sup>。

## 7. 結語 (おわりに)

以上のように、補償請求権について検討を試みてきたが、筆者は、土地信託やデリバティブの信託商品のように信託財産がマイナスとなる可

## 受託者の補償請求権に関する法律上の性質

能性のある信託も多くなってきている以上、補償請求権は、もう一度詳しく検討されるべき権利であると考ええる。

近年、信託の内容がより複雑化、高度化していることから、受託者の機能分化が進み、受託者以外に代人や履行補助者に信託事務を処理させなければならない場面も多くなってきている。

また、昨今、受託者の資力が不安とされることも無いとは言い切れないことから、仮に受託者が支払不能に陥った場合に、代人、履行補助者、信託事務処理上の債権者の権利をどのように保護しなければならないか、という問題も生じている<sup>(45)</sup>。さらには、自助売却権を行使し補償請求を実現しない間に、受託者に突然相続が発生することも十分考えられ、この場合、受託者の相続人を損害からどのように保護するかも考えなければならないと感じるのである。

これらの問題を意識しながら、補償請求権を受託者の固有財産上の権利と捉えることを始めとして種々検討し、受益者のみならず、受託者を始めとする信託関係人の利益の公平性といった観点から、整理を試みたが、論じ尽くしていない点多々あると痛感しており、これからも、引き続き研究していきたい課題であると考ええる。

\*なお、本稿の意見は、あくまでも個人的な見解であり、三菱信託銀行の意見ではないことをお断わりするとともに、本発表のために、ご指導、ご協力をいただいた多くの方々に、この場をお借りして、心より感謝の意を表したい。

- (1) イギリスにおいても、受託者における補償請求権の行使は認められている。Worrall v. Harford (1802) 8 Ves 4 at 8, Walters v. Woodridge (1878) 7 Ch D 504, または Hardoon v. Belilios (1901) AC 191。また、Trustees Act 2000第31条第1項においても明文規定が設けられている。
- (2) 四宮和夫「信託法」(新版)法律学全集33—II 295頁参照。
- (3) 物件を所有していれば本来負うべき工作物責任も、信託により受託者名義となることで、受託者に負わせることができる。
- (4) 実務的には保険を掛けて、リスクヘッジすることが多い。

- (5) 信託法に於ける様々な受託者の義務は受益者保護を基本理念としてい  
ると考えられる。
- (6) 松本崇・特別法コンメンタール「信託法」207頁以下参照。
- (7) 北村恵美「信託財産に帰属する債務に関する一考察」信託法研究第18  
号, 小山賢一「日本信託法における受益者の補償義務」大阪経大論集61  
号参照。
- (8) 信託法第36条及び第38条
- (9) 遊佐慶夫・信託法制評論 105頁, 青木徹二・信託法論 283頁, 細矢  
祐治・信託法理及び信託法制 435頁参照。
- (10) 三淵忠彦・信託法通釈 170頁参照。
- (11) 松本・前掲書208頁参照
- (12) 遊佐・前掲書106頁, 細矢・前掲書435頁, 入江真太郎・全訂信託法原  
論323頁。
- (13) 青木・前掲書274頁, 永井寿吉『社債法の研究「附論」信託法に就て』  
司法研究15号2, 218頁。
- (14) 三淵・前掲書171頁以下。
- (15) 四宮・前掲書292頁。
- (16) 四宮・前掲書292頁。
- (17) 四宮「財産管理制度としての信託について」43頁以下『四宮和夫民法  
論集』所収 参照
- (18) 発生時期について, 民法第650条第1項, 第3項の「委任における受任  
者の費用償還請求権」と同様に考えてよいと考える。
- (19) 信託法第38条, 松本・前掲書214頁。
- (20) 四宮・前掲書295頁。
- (21) 四宮・前掲書284頁。
- (22) 四宮・前掲書291頁では, 「待機義務」としているが, それより若干弱  
いものとして「待機責任」とした。
- (23) 民法第892条
- (24) 松本・前掲書283頁。
- (25) 入江 前掲書 242頁, 遊佐 前掲書 240頁, 川北清道「自己執行義  
務と代人使用について」信託法研究第13号26頁以下参照
- (26) 青木 前掲書 252頁, 四宮 前掲書 240頁, 中村萬太郎・信託概論  
140頁以下。
- (27) 履行補助者は, 受託者と同一の責任を負わないので, 代人とは異なり  
権限外の行為までも保護しなくとも良いと考える。

受託者の補償請求権に関する法律上の性質

- (28) 北村「前掲論文」16頁。新井誠・財産管理制度と民法・信託法 26頁では、自益信託と他益信託を区別して考察すべしと指摘している
- (29) 信託の設定当時に関与していない帰属権利者は信託のリスクを事前に認識できないので、受領拒否できないとするのは酷である。
- (30) 民法第466条第1項本文
- (31) 高島平蔵・債権総論 216頁以下。
- (32) 性質・法令・意思表示による譲渡の禁止がある。
- (33) 信託財産の名義がないので自助売却をすることは困難であるが、補償請求権の譲受者には受託者に対する債権的請求権が存すると考える。
- (34) どちらとも受託者固有の債権・債務であり相殺することは可能である。
- (35) 補償請求権は受託者個人の財産によって支払ったものであり、信託財産上の権利ではないので、受託者の相続人はその権利を相続できる。
- (36) 我妻榮＝有泉亨・民法1（第三版全訂）445頁。
- (37) 我妻榮＝有泉亨・前掲書 447頁。
- (38) 大判 大正5.9.5 民録1670頁
- (39) 信託法第16条では、信託財産に対する強制執行又は競売を禁止しているが受託者の補償請求権は、受託者の固有財産上の権利であるので第16条には抵触しないと考える。
- (40) 受託者の一般の債権者は受託者個人に対する債権を有しているので、受託者の固有財産上の権利である保障請求権を差し押さえることは可能であると考える。
- (41) 四宮・前掲書204頁では、代人における補償請求権の代位性を認めている。英米においても、信託事務処理上の債権者は、受託者の固有財産から債権を回収できないときは、受託者の補償請求権を代位することが認められている。Scott & Fratcher, Supranote (24) 278.at 530-532
- (42) 受託者が立替払いをする前段階での債権をもつものは、債権発生時には受託者の資力減少を予見していないので、その後発生した受託者の補償請求権に対しては、債権者代位権を行使することができるとして、補償請求権の発生後に債権より優先させてもよいのではないか。
- (43) 補償請求権を信託法上の債権ではなく、一般の債権と同様に考えれば、10年の消滅時効として考えても良いのではないか。但し、信託には待機責任があると考え、起算点は待機責任がなくなり補償請求権を行使できる時と考えるべきである。
- (44) 補償請求権は受託者が立替をしたときに発生すると考えると、商事の受託者は通常はその発生を認識しており、あまり消滅時効の期間を長く

する必要はないと考える。

(45) 例えば、海外のカストディアンなど

(46) 代人・履行補助者と受託者の関係を委任と考えれば、代人・履行補助者は委託者である受託者にしか費用償還請求ができなくなってしまう。

(三菱信託銀行経営管理部コンプライアンス室調査役)